

平成31年1月10日判決言渡 同日判決原本交付 裁判所書記官
平成29年(行ウ)第120号 行政文書不開示処分取消請求事件
口頭弁論終結日 平成30年10月11日

判 決

5 名古屋市中区丸の内二丁目7番19号

丸の内タナカビル5階 田中智之法律事務所

原 告 田 中 智 之

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

被 告 名 古 屋 市

10 同代表者兼処分行政庁 名 古 屋 市 長

河 村 た か し

同訴訟代理人弁護士 堀 口 久

主 文

- 15
- 1 本件訴えのうち、平成29年9月13日付け行政文書一部公開決定において非公開とした部分の公開決定の義務付けを求める部分を却下する。
 - 2 原告のその余の訴えに係る請求を棄却する。
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 20
- 1 名古屋市長が、平成29年9月13日付けで原告に対してした行政文書一部公開決定のうち、別紙文書目録記載の文書中の営業者の住所の記載部分を非公開とした部分を取り消す。
 - 2 名古屋市長は、原告に対し、平成29年9月13日付け行政文書一部公開決定において非公開とした部分(別紙文書目録記載の文書中の営業者の住所の記載部分)の公開決定をせよ。

25

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「本件条例」という。）6条に基づき、本件条例の実施機関である名古屋市長に対し、別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）の公開を請求したところ、平成29年9月13日付けで、営業者の氏名のみを公開する旨の行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分のうち、本件文書中の営業者の住所の記載部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とした部分の取消しを求めるとともに、本件非公開部分の公開決定の義務付け（以下、この訴えを「本件義務付けの訴え」という。）を求める事案である。

2 関係法令の定め

(1) 本件条例7条1項は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない」と定め、その1号において、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（中略）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定する。

また、同項は、その2号において「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律2条1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明

らかに不利益を与えると認められるもの」と規定している。

- (2) 愛知県情報公開条例7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を公開しなければならない」と定め、その2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定した上、そのイにおいて、「法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定している。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等）

- (1) 原告は、平成29年8月31日、本件条例2条1項の実施機関である名古屋市長に対し、本件条例に基づき、本件文書（食品営業者台帳の営業者の氏名及び営業者の住所）の公開を請求した。（甲1）
- (2) 名古屋市長は、平成29年9月13日付けで、原告に対し、本件文書のうち営業者の氏名の記載部分を公開し、営業者の住所の記載部分（本件非公開部分）については、通常他人に知られたくないと認められるものであり、本件条例7条1項1号所定の非公開情報に該当するとの理由で、非公開とする旨の行政文書の一部公開決定（本件処分）を行った。（甲2の1及び2、弁論の全趣旨）
- (3) 原告は、平成29年10月6日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

4 主たる争点

本件の主たる争点は、本件非公開部分に係る情報が本件条例7条1項1号所

定の非公開情報に該当するかであり、この点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 被告の主張の要旨

5 ア(ア) 個人の住所は、本件条例7条1項1号所定の「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報（以下「個人情報」という。）であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであり、私生活の拠点である個人の住所が同号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たることも明らかである。したがって、本件非公開部分に係る情報は、本件条例7条1項1号所定の非公開情報に当たるとい

10 べきである。

イ) 原告は、①食品表示基準3条1項で食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示が義務付けられていること、②被告が産業廃棄物収集運搬業者の住所を公開していることなどを理由に、個人事業者の住所が「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しない旨主張する。

15

しかしながら、①については、食品表示基準3条1項で食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示が義務付けられているのは、当該加工食品を購入した者が食品に関する問合せ等をした場合にどこに連絡すればよいのかを明らかにさせるためのものであり、同項で表示が義務付けられている食品関連事業者の住所とは、個人事業者の住所ではなく、営業所の所在地を意味するから、前記取扱いをもって、個人事業者の住所が「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないということとはできない。また、②については、被告が産業廃棄物収集運搬業者の住所を公開しているのは、産業廃棄物収集運搬業許可証に、申請書における申請者の住所（個人の場合は住民票の住所）及び氏名の記載がさ

20

25

れており、委託契約書に同許可証の写しを添付することが求められていることや、環境省が、許可証の写しが真正なものかどうか確認できるように産業廃棄物処理業者情報公開システムを整備し、個人事業者の住所及び氏名等の情報が公開していることによるものである。

5 したがって、前記の①及び②の点をもって本件非公開部分に係る情報が、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないということはできない。

10 イ(ア) また、個人事業者の氏名や営業所の所在地については、本件条例7条1項1号括弧書き所定の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」(以下「個人事業情報」という。)に該当するのに対し、個人事業者の住所は、同人が私生活においてどこに居住しているかという情報であって、当該個人事業者が営む事業とは何ら関係のない情報であるから、個人事業情報には該当しない。

15 イ(イ) 原告は、愛知県においては食品営業許可の許可業者の住所を開示していることから、個人事業者の住所も個人事業情報に該当すると主張する。

20 しかしながら、愛知県の食品営業許可の場合は、愛知県食品衛生条例の委任に基づく愛知県食品衛生規則の規定に基づき、許可業者の住所が記載された営業許可証の掲示義務が課されており、個人事業者の住所について公にすることが予定されているため、愛知県情報公開条例7条2号イに該当し、個人事業者の住所が公開されることになる。これらのことからすると、愛知県において飲食店営業等に係る個人事業者の住所を開示していることから、個人事業者の住所が個人事業情報に該当するということとはできない。

25 ウ 以上によれば、本件非公開部分に係る情報は、本件条例7条1項1号所定の非公開情報に該当し、本件処分は、適法である。

(2) 原告の主張の要旨

ア. 本件非公開部分に係る情報が個人事業情報に該当すること

5 (ア) 本件条例7条1項1号は、同号の非公開情報から個人事業情報を除外しているところ、名古屋市に食品営業許可を申請した個人事業者の住所は、個人事業情報に該当するから、個人事業者の住所を同号により非公開とすることはできない。

10 (イ) 個人事業者の氏名と住所はいずれも、個人事業情報に該当する情報であり、このことは、飲食店で提供された飲食物で食中毒になった者がその個人事業者に対して損害賠償請求をする場合には、個人事業者の氏名と住所が責任の所在を明らかにする上で必要な情報であることから明らかである。そうすると、個人事業者の氏名が個人事業情報に当たるとしながら、個人事業者の住所がこれに当たらないとすることは不当である。

15 (ウ) 愛知県では、食品営業許可を受けた個人事業者の氏名及び住所について、愛知県情報公開条例7条1号括弧書き所定の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するとの解釈に基づいて公開しており、被告においても、これと同様に解釈すべきである。

20 (エ) 以上によれば、本件非公開部分に係る情報は、個人事業情報に該当し、本件条例7条1項1号により公開の是非が判断されるべきものではないというべきである。

イ. 本件非公開部分に係る情報が「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すること

25 (ア) 本件非公開部分に係る情報は、持ち帰り寿司店の営業者の住所であるところ、販売の用に供する食品に関する表示の基準として食品表示法が適用される（食品衛生法19条3項）。そして、食品表示法4条1項を受けた食品表示基準3条1項は、容器包装に入れられた加工食品を販売

する際、食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示しなければならないことを定めている。

したがって、個人事業者は、容器包装に前記住所が記載されているのであるから、その住所が知られたくないという期待は法的に保護されておらず、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しないというべきである。

(イ) 被告においては、産業廃棄物処理業許可を受けた個人事業者の住所を公開しており、その住所は、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないとの解釈をしている。そうすると、食品営業許可を受けた個人事業者の住所についても、これと同様に、同号の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないと解釈すべきである。

(ウ) さらに、名古屋市長は、平成16年に名古屋市規則第9号により、食品営業許可を受けた個人事業者の住所が記載された営業許可書の掲示を義務付けていた名古屋市食品衛生法等施行細則の規定を削除しているが（甲22）、名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例は、営業許可書を営業所内に掲示すべき事項をどのように定めるかについて規定していないことからすると、名古屋市長は、そもそも同規定を削除する権限を授権されておらず、名古屋市長が行った同規定の削除は無効である。したがって、営業許可書の掲示義務は今なお残っており、個人事業者の住所は、公にすることが予定されているから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しない。

(エ) 以上によれば、本件非公開部分に係る情報は、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないというべきである。

ウ 以上のとおり、本件非公開部分に係る情報は、本件条例7条1項1号所

定の非公開情報には該当せず、これを非公開とした本件処分は、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 本件非公開部分に係る情報が本件条例7条1項1号所定の非公開情報に該当
5 するかについて

(1)ア 本件非公開部分に係る情報は、個人事業者の住所であり、個人情報に該当
するものであって、これにより個人を識別することができるものである。そ
して、個人の住所は、人がその生活の本拠として日常を営むところであり、
その所在が公開されると生活の平穩が害されるおそれがあると考えられる
10 から、当該個人の立場に立った場合、他人に公開されることを欲しないと認
められる情報であり、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたく
ないと認められるもの」に該当するというべきである。

イ(ア) これに対し、原告は、本件非公開部分に係る情報は、持ち帰り寿司店の
個人事業者の住所であり、食品表示法4条1項を受けた食品表示基準3条
15 1項は、容器包装に入れられた加工食品を販売する際、食品関連事業者の
うち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示しなければ
ならないことを定めていることなどから、本件非公開部分に係る情報は
本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるも
の」に該当しない旨主張する。

20 しかしながら、食品表示法は、食品を摂取する際の安全性及び一般消費
者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保するため(1条)、食品表
示基準を定め(4条)、食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の
氏名又は名称及び住所を義務付けているところ、前記のような食品表示の
趣旨からすれば、食品表示法及び食品表示基準は、消費者等が当該商品に
25 対する問合せ等を行うために必要な情報として、前記の氏名又は名称及び
住所の表示を義務付けていると解される。そうすると、前記のような表示

が義務付けられている住所とは、通常、営業所の所在地を意味するものと解され、個人事業者の住所をいうものではないと解される。

したがって、原告の前記主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

5 (イ) 原告は、被告が、個人の産業廃棄物収集運搬業者の住所については、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないと解釈してこれを公開しており、個人の食品営業許可事業者の住所についても、これと同様の解釈をすべきであると主張する。

10 しかしながら、本件条例7条1項1号は、私事に関する情報のうち性質上公開に親しまないような個人の情報が記録されている公文書の公開をしない旨を定めたものであるところ（最高裁平成15年（行ヒ）第250号同17年7月15日第二小法廷判決・裁判集民事217号523頁参照）、産業廃棄物の運搬を委託する場合の委託契約書には個人の産業廃棄物収集運搬業者の住所が記載された産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付することになっており、前記の許可証に記載された住所等の情報の真否を確認するため環境省においてインターネット上に住所等を公開していることが認められる（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令6条の2第4号へ、同法律施行規則8条の4第1号、10条の2、様式第7号、甲27の4、乙13、弁論の全趣旨）。このような点に鑑みれば、個人の産業廃棄物収集運搬業者の住所は、私事としての性質が強いものではなく、性質上公開に親しまないような個人の情報ということはできず、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると解されるが、食品営業許可事業者の住所について、インターネット上に公開されているなどの事情を認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件条例7条1項1号所定の「通常他人に知られたくないと認められるもの」
20
25 に該当するが否かについて、個人の産業廃棄物収集運搬業者の住所と個人

の食品営業許可事業者の住所とが異なる結果になることも不合理ということとはできない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

5 (ウ) 原告は、名古屋市長は、平成16年名古屋市規則第9号により、食品営業許可を受けた個人事業者の住所が記載された営業許可書の掲示を義務付けていた名古屋市食品衛生法等施行細則11条2項の規定を削除しているが、同規定の削除は無効であるから、名古屋市においては、食品営業許可を受けた個人事業者は、その住所が記載された営業許可書の掲示義務を負っており、個人事業者の住所は、公にすることが予定されているから、
10 「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないと主張する。

しかしながら、名古屋市長による名古屋市食品衛生法等施行細則11条2項の規定の削除が無効であることの根拠となる法令上の規定は見当たらないし、原告の主張を前提とすれば、そもそも名古屋市長が営業許可書の掲示を義務付ける食品衛生法等施行細則11条2項を制定したことも権限がないことになるから、同規定が有効であることを前提とする原告の主張は、採用することができない。

15
ウ したがって、本件非公開部分に係る情報は、それが本件条例7条1項1号括弧書き所定の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当しない限り、同号所定の非公開情報に該当すると認めることができる。

20 (2) そこで、本件非公開部分に係る情報が、個人事業情報に該当するか否かを検討する。

ア 前記(1)イ(イ)のとおり、本件条例7条1項1号は、私事に関する情報のうち性質上公開に親しまないような個人の情報が記録されている公文書の公開をしない旨を定めたものであるが、個人事業情報については、同号から明文で除外し、同項2号において、法人等に関する情報と同じ類型の情報として
25 非公開情報とした上、1号と異なる公開事由を規定している。これは、同項

1号において、個人のプライバシー保護の観点から私事に関する情報のうち性質上公開に親しまないような個人の情報を非公開情報とする一方で、個人事業情報については、個人の対外的活動に関する情報でありプライバシーを保護する必要性のないものが多く、法人等の事業活動情報と同様の基準で公開・非公開の判断をするのが適当と認められることによるものと解される。5
このような本件条例の趣旨に照らせば、事業を営む個人の当該事業と何らかの関連性を有するとしても、事業とは関係のない私事に関するものである場合には、同条1号により公開・非公開の判断がされるべきであり、このような情報は、個人事業情報に該当しないというべきである。これを本件についてみると、本件非公開部分に係る情報は、個人事業者の住所であり、当該個人10
の事業活動に何ら関係を有するものとは認められないから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には当たらないというべきである。

イ(ア) これに対し、原告は、個人事業者の氏名と住所は、いずれも個人事業情報に該当し、このことは、飲食店で提供された飲食物で食中毒になった者がその個人事業者に対して損害賠償請求をする場合には、個人事業者の氏名と住所が責任の所在を明らかにする上で必要な情報であることから明らかなであるとして、個人事業者の氏名を個人事業情報としながら、個人15
事業者の住所を個人事業情報ではないとするのは不当である旨主張する。

しかしながら、個人事業者の氏名は、誰が当該営業を行っているかという事業の主体に関する情報であり、事業に関係する情報であるといえるが、20
個人事業者の住所は、当該個人事業者の生活の本拠であり、当該個人事業者が事業を行っているか否かにかかわらず有するものであって、このような個人事業者の氏名と住所の事業との関連性の差異に照らせば、両者の個人事業情報該当性が異なることが不合理であるということとはできない。また、25
当該営業の主体は、氏名及び営業所の所在地によって特定することができるから、個人事業者の事業上の責任を追及するために当該個人事業者

の住所が必要であるとはいえない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

5 (イ) 原告は、愛知県では、愛知県情報公開条例7条1項括弧書き所定の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当することにより、食品営業許可を受けた個人事業者の氏名及び住所をいずれも公開しているから、本件判例においても同様に解すべきである旨主張する。

しかしながら、証拠（乙3）及び弁論の全趣旨によれば、愛知県では、愛知県食品衛生規則により、個人事業者の住所が記載された営業許可証の
10 掲示が義務付けられており、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（愛知県情報公開条例7条2号イ、前記関係法令の定め(2)参照）に該当することから、個人事業者の住所を公開されているものと解される。

したがって、原告の主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

15 (3) 以上によれば、本件非公開部分に係る情報は、本件条例7条1項1号所定の非公開情報に該当し、本件処分は適法である。

2 本件義務付けの訴えの適法性について

本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項2号所定のいわゆる申請型の義務付け訴訟として提起されたものであると解される
20 ところ、本件処分が適法なものであって、取り消されるべきものでないことは前記1のとおりであるから、本件義務付けの訴えは、同法37条の3第1項2号所定の要件を満たさない。したがって、本件義務付けの訴えは不適法であるといわざるを得ない。

第4 結論

以上の次第で、本件訴えのうち、本件義務付けの訴えについては、不適法である
25 から却下することとし、原告のその余の訴えに係る請求については、理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴

訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 角 谷 昌 毅

5

裁判官 山 田 亜 湖

10

裁判官 大 曾 根 史 洋

(別紙)

文 書 目 録

5 営業者の所在地を「名古屋市中川区[REDACTED]」、営業者の屋号を [REDACTED]
[REDACTED]とした持ち帰り寿司店に係る、申請日現在における食品営業者台帳

下記の条件に係るもの

記

営業者の氏名及び営業者の住所

10

これは正本である。

平成31年1月10日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 持田敏和